

PM2.5

事前

事前の対応

- 注意喚起があった場合の対応について保護者や地域に周知しておく。
- ぜん息等の呼吸器疾患や心臓等の循環器疾患のある子どもへは個別対応できるよう保護者や主治医と相談しておく。

注意喚起の「お知らせ」が公表された場合

発生時

- 屋外での長時間の運動や外出はできるだけ減らすこと
- 昼休みや業間の外遊びは減らすことが望ましいこと
- 屋外に出るときはマスクを適切に着用することは望ましいこと
- 外気の屋内への侵入を少なくするため、教室内の換気は必要最小限すること
- ぜん息等の呼吸器疾患や心臓等の循環器疾患のある子供へは個別対応すること
- 健康観察を十分に行い、体調不良を訴えた場合は、休ませ、様子を観察するなど特に注意すること
- 運動会・体育大会については、長時間の激しい運動にはあたらないと考えられているが、呼吸器系に過度の負担がかからないように十分注意すること。
- 対象区域内の1時間値の平均値が1局でも大きく超える場合($140\mu\text{g}/\text{m}^3$)には運動会・体育大会を中止すること

◆対象地域の測定局(H27. 3. 2現在)

県央地域:熊本市(全域)

熊本市【北区役所、榆木、京町、中島、
秋津、城南町、神水自排、
水道町自排】

益城町役場、宇土運動公園、
甲佐町岩下

事

- 教育委員会への報告

対象地域のすべての局の1時間値が2時間連続して $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回った場合は解除される

◆参考【平成25年4月 微小粒子状物質(PM2.5)に関する「注意喚起のための暫定的な指針」の運用上の留意事項について

PM2.5濃度が注意喚起のための暫定的な指針となる値を大きく超えない限り、運動会等の屋外での行事を中止する必要はない。これは、「長時間の激しい運動でない限り換気量は大きく増加せず健康影響の可能性も高くないこと、及び当該行事を中止することによる社会的影響が大きい」ことを考慮したものである。但し、呼吸器系・循環器系疾患を有する者、小児などは、健康な成人に比べ影響を受けやすく個人差も大きいと考えられるため、普段から健康管理に努めるとともに、PM2.5濃度が高い場合には、個人の体調に応じてより慎重に行動することが望まれる。